平成２５年（フ）第８５８号
堺市南区茶山台２丁１番15―108号
債務者　大吉貴美子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
福岡県行橋市東泉１丁目７番20号　ドリームＮＮＢ―103号
債務者　常冨　栄子（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
佐賀県武雄市朝日町大字中野11296番地１
介護老人保健施設たんぽぽ、住民票上の住所
佐賀県鹿島市浜町1147番地５
債務者　藤﨑　正義
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１１号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13959番地１
債務者　藤嵜　雅子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10917番地
債務者　古川　金吾
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２６号
大分県日田市南元町27番12号　中野コーポⅡ―1020号
債務者　阿部富美雄
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５２号
宮城県石巻市水明北３丁目仮設袋谷地東団地４－９、住民票上の住所宮城県石巻市大街道東３丁目８番20号コーポエンドー101号
債務者　戸田　　毅
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
群馬県太田市藪塚町293番地
債務者　大石　真理
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３９７号
神奈川県厚木市下依知1167番地　サンシャイン細山Ａ―103
債務者　三浦　素行
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７６号
新潟県新発田市山崎187番地６
債務者　渡邉　曜大
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２８８号
愛知県一宮市長島町３丁目38番地１　アルモニーM102号
債務者　青山　元昭
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５６号
大阪府泉佐野市鶴原335番地の11、前住所大阪府泉佐野市鶴原1704番地
債務者　親富祖初美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
大阪府泉南郡熊取町桜が丘１丁目26番23号101
債務者　小澤さとみ（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
大阪府和泉市国分町969番地
債務者　三浦さと子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
大阪府泉佐野市東羽倉崎町11番４―1001号
債務者　島村　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３９号
大阪府泉大津市千原町２丁目22番21号サンプライムシティＡ202
債務者　馬淵　栄子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地39棟410号
債務者　渡辺　美紀
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係